

住まい

福祉住宅への入居 (身) (知) (精)

問合せ窓口 市役所別館4階 営繕室
電話:724-6719 ファクス:722-2466

障害者がいる世帯で住宅に困っているかたのために、府営住宅では、福祉世帯向けの枠を設けて募集を行っており、市営住宅では、障害者がいる世帯などを対象に当選倍率を優遇しています。車いすを使用するかた向けの住宅もあります。

住宅改造工事費用の補助 (身) (知)

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539

現在居住している住宅を改造しなければ日常生活に支障がある身体障害者等が、浴室、トイレ、玄関、廊下、階段、台所、居室等を改造する場合、補助の対象となる改造工事費用の一部または全部を助成します。

住宅改造に際しては、着工前にあらかじめ市に事前申請し審査を受ける必要がありますので、必ず事前にご相談ください。

対象者	現在居住している住宅を改造しなければ日常生活の支障があるかたで、次の(1)(2)いずれかに該当するかた (1)下肢機能障害、体幹機能障害または脳原性運動機能障害(移動障害)で3級以上の身体障害者手帳を所持しているかた (2)「A」判定の療育手帳を所持しているかた ※生計中心者(生計を一にするかたの中で最も所得があるかた)の前年の所得税額が7万円を超える場合は対象外となります
補助限度額	「対象となる改造工事費用」と100万円のいずれか低いほうの額(日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具及び介護保険の住宅改修費の給付対象者は、その給付限度額を除いた額とします。)
補助金額	補助限度額に下記の補助率を乗じた額です。 ・生活保護世帯または生計中心者にかかる前年の所得税額が非課税の世帯 → 10/10 ・生計中心者にかかる前年の所得税額が40,000円以下の世帯 → 2/3 ・生計中心者にかかる前年の所得税額が70,000円以下の世帯 → 1/2
手続き	改造工事の着工までにみのおライフプラザ総合窓口にご相談ください。担当者が訪問のうえ、助成の適否・手続きの詳細などを説明します。
利用制限	申請は、補助対象者一人一回限りです。

民間賃貸住宅の情報提供 (身) (知) (精) (難)

問合せ窓口 ①大阪府住宅相談室
②大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課施策推進グループ
電話:①06-6944-8269 ②06-6210-9707

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯などの方々の入居を拒まない賃貸住宅や、住まい探しの相談・支援を行う団体等の情報を、ホームページにより提供しています。

「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」 <https://sumai.osaka-anshin.com/>

